

## 名古屋港管理組合請負工事検査基準

### (目的)

第1条 この基準は、名古屋港管理組合請負工事検査要綱（平成18年訓第15号）第8条の規定に基づき、工事の検査に必要な技術的事項を定めることにより、検査の適切な実施を図ることを目的とする。

### (検査の内容)

第2条 検査は、当該工事の出来高を対象として、実地において行うものとし、契約図書に基づき、工事の実施状況、出来形、品質及び出来ばえについて、適否の判定を行うものとする。

### (工事实施状況の検査)

第3条 工事实施状況の検査は、契約書等の履行状況、工程管理及び安全対策等の工事管理状況等に関する各種の記録（写真、ビデオによる記録を含む。）と、契約図書とを対比し、別表1に掲げる事項に留意して行うものとする。

### (出来形の検査)

第4条 出来形の検査は、位置、出来形寸法及び出来形管理に関する各種の記録と、契約図書と対比し、別表2の基準に基づき行うものとする。ただし、外部からの観察、出来形図、写真等により当該出来形の適否を判定することが困難な場合は、必要に応じて破壊して検査を行うものとする。

2 出来形寸法等の適否判定は、設計図書と対比して行うものとする。

### (品質の検査)

第5条 品質の検査は、品質及び品質管理に関する各種の記録と、契約図書とを対比し、別表3の基準に基づき行うものとする。ただし、外部からの観察、品質管理の状況を示す資料、写真等により当該品質の適否を判定することが困難な場合は、必要に応じて破壊して検査を行うものとする。

2 品質規格の適否判定は、設計図書と対比して行うものとする。

### (出来ばえの検査)

第6条 出来ばえの検査は、仕上げ面、とおり、すり付けなどの程度及び全般的な外観について目視、観察により行うものとする。

### (その他)

第7条 工事完成後の現場整理状況等の跡片付けを確認する。

#### 附 則

この基準は、平成18年8月1日から施行する。

#### 附 則

この基準は、令和元年7月1日から施行する。

#### 附 則

この基準は、令和7年7月1日から施行する。

#### 附 則

### (施行期日)

1 この基準は、令和8年4月1日から施行する。

### (経過措置)

2 この基準の施行の日前に契約が締結された船舶の製造については、なお従前の例による。

別表1（第3条関係）工事の実施状況の検査留意事項

項	目	関係書類	内容
1	契約書等の履行状況	契約書及び仕様書	指示・承諾・協議事項等の処理内容 支給材料・貸与品及び工事発生品の処理状況その他契約書等の履行状況
2	工事施工状況	施工計画書、工事打合せ簿その他関係書類	工法 施工方法 手戻りに対する処理状況 現場管理状況
3	工程管理	実施工程表及び工事打合せ簿	工程管理状況 進捗内容
4	安全管理	契約図書、工事打合せ簿、 関係機関への届出等	安全管理状況 交通処理状況及び処置内容 関係法令の遵守状況

別表2（第4条関係）出来形管理検査基準

工種		検査内容	検査密度
共 一 般 施 工  通 工	共 通 的 工 種	矢板工	基準高、変位、根入長及び延長 250枚につき1箇所以上（ただし、施工枚数250枚以下の場合は2箇所以上）
		植生工	幅及び延長 200mにつき1箇所以上（ただし施工延長200m以下の場合は2箇所以上）
	基礎工	基準高、根入長及び偏心量 1基又は1目地当たり1箇所以上	
	石・ブロック積（張）工	基準高、法長、厚さ及び延長 100mにつき1箇所以上（ただし、施工延長100m以下の場合は2箇所以上）	
	一 般 舗 装	路盤工	基準高、幅及び厚さ 200mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上） 厚さは、1kmにつき1箇所
		舗装工	基準高、幅、厚さ、横断勾配及び平坦性 基準高、幅及び横断勾配は、200mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上） 厚さは施工面積10,000㎡につき1箇所以上既に採取されたコアにて検査（ただし、施工面積10,000㎡以下の場合は2箇所以上）
		地盤改良工	基準高、幅、厚さ及び延長 200mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上）
		土工	基準高、幅及び法長 200mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上）
	海 岸	堤防護岸	基準高、幅、厚さ、高さ、法長、延長 200mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上）
		突堤	
海域堤防			
浚渫（海）		基準高、幅、深さ及び延長	
その他の構造物		工種に応じ、基準高、幅、厚さ、高さ、深さ、法長、長さ等	同種構造物毎に適宜決定する。

工種	検査内容	検査密度
建築	工種に応じ基準高、幅、厚さ、高さ、深さ、法長、長さ等	構造物毎に適宜決定する。
機械設備 電気設備 機械	実際の操作により行う	構造物毎に適宜決定する。

#### 備考

- 1 検査は実地において行うことを原則とするが、特別の事由により実地において検査できない場合、当該工事の主体とならない工種及び不可視部分については、出来形管理図表、写真、ビデオ、品質証明書等により、検査する事ができる。
- 2 施工延長とは施工延べ延長をいう。
- 3 表中の検査頻度を原則とするが、現地状況等を勘案して適宜実施することができる。

別表3 (第5条関係) 品質管理検査基準

工種		検査内容	検査方法
共通	材料	品質及び形状は、設計図書と対比して適切か	観察又は品質証明により検査する。
	基礎工	(1) 支持力は、設計図書と対比して適切か (2) 基礎の位置、上部との接合等は適切か	(1) 主に施工管理資料及び観察により検査する。 (2) 場合により実測する。
	土工	(1) 土質又は岩質は、設計図書と一致しているか (2) 支持力又は密度は設計図書と対比して適切か	
	無筋、鉄筋コンクリート	コンクリートの強度、スランプ、塩化物総量値、アルカリ骨材反応対策等は、設計図書と対比して適切か	
	構造物の機能	構造物又は付属設備等の性能は、設計図書と対比して適切か	主に実際に操作し検査する。
道路舗装	路盤工	(2) 路盤材料の合成粒度は設計図書と対比して適切か (2) 支持力又は締固め密度は設計図書と対比して適切か	(1) 主に施工管理資料及び観察により検査する。 (2) 場合により実測する。
	アスファルト舗装工	アスファルト使用量、骨材粒度、密度及び舗設温度は設計図書と対比して適切か	主に既に採取されたコアー及び現地の観察並びに施工管理資料により検査する。

備考

- 1 表中の工種以外のものについては、上記に準じて適切に行うことができる。
- 2 品質確認上、必要のある場合は、破壊検査等を行って適宜確認するものとする。